

明治三十一年十二月二十六日第三種郵便物認可

明治三十三年十月五日

目次

社説

◎山縣内閣の功過

◎内務省訓令第八百七十七號を

返上すべし

◎國家の盛衰如何に着眼せよ

論説

◎社會制裁の方法 法學士 上野貞正

社會

◎佛教者の事業◎峨山禪師の入寂並逸

話◎奥田貫昭師の遷化◎佛教高等中學の移轉◎廢娼運動

信界

◎僑慢なる私

曉鳥敏

會報

◎加賀佛徒同盟會評議員◎近江追吊會◎越

後妙好會◎會報一束

改教時報

第十四號

大日本佛教徒同盟會綱領

- 一、佛教本來の面目を發揮して、各自の信念を確立し、國民の道徳を涵養し品性を陶冶する事。
- 二、佛教の本旨に基きて人道の大義を唱導し、精神的結合によりて國民の一致を鞏固にし國家の隆盛を企圖する事。
- 三、佛教護持の責任を全ふし、健全なる宗教界を形作る事。
- 四、各宗僧侶を獎勵し、其學徳を高めしめ、又從來の惡弊を改善せしむる事。
- 五、公認教制度を調査すること。
- 六、社會問題を講究して、慈善事業を起し、社會の改善を企圖する事。
- 七、佛教の精神に基ける諸種の教育特に普通教育女子教育を獎勵して、善良なる家庭を形作りしめ、又社交を融和せしむる事。
- 八、積極的方針を取り、實業道徳を鼓舞する事。
- 九、教界の組織及儀式をして時勢に順應せしむる事。
- 十、社會に於ける一切の迷信を勦絶する事。
- 十一、殖民傳道を獎勵する事。
- 十二、佛教の光輝を發揚し、其感化を普く世界に光被せしむるの策を講ずる事。

○政教時報第四十號目次

- 社説 先づ自ら鑑みよ
論說 宗教的品性とは何ぞや (楠龍造)
社會 省令第三十九號1付て等
雜誌 北遊雜記 (本多文學士)
信 曠 憍慢なる私 (曉島敬)
會報 印度饑饉寄附金の報告

本誌廣告

- 一、本誌は毎月二回(一日、十五日)發行とす
- 二、本誌は一切前金にあらざれば御注文に應ぜず
- 三、本誌代金は必ず小爲替にて送附の事但し郵券代用の節は五厘切手にて一割増の事
- 四、本誌定價左の如し

一部	一ヶ月	六ヶ月	一年	全
金貳錢五厘	金五錢	金參拾錢	金六拾錢	無遞送料

一、爲替振込局は、本郷森川町郵便貯金爲替取扱所宛の事
二、爲替受取人名宛は「東京本郷森川町一番地大日本佛教徒同盟會出版部」とせらるべし
東京市本郷森川町一番地
發行所 大日本佛教徒同盟會出版部
上村幸三郎 清水朝太郎
明治三十三年十月十五日發行

政教時報

山縣内閣の功過

山縣内閣は倒れたり、今に於て之れを是非するは或は死屍に鞭の殘酷の擧たる感なきにあらざるも、其一世の功過を通論せんと欲せば楯を蓋ふて後せざるべからざるは自然の順序にして又止を得ざる次第といふべし、されば山縣内閣の功過得失を品臨する者已に多く、余輩特に之を論ずるの要なきが如しと雖も、諸新誌概ね政治上より之を論ずるものなれば、今余輩は社會上より之を見、宗教上より之を評せんと欲す、山縣内閣が大隈内閣の後を受けて、伊藤内閣の成就するを得ざりし、増税を斷行し、以て財政の基礎を鞏固にしたるは、縱令一部の反對論者はありとするも、稱すべきの成功にして以て天下に誇るに足るものなるべし、又北清事件に對する舉動の如きも未だ終局に至らざる上に、今日までにも多少の失敗はありと雖も、功の疑はしきは與へて可なるものなり、然れども、之れ全く政治問題にして、余輩の論せんと欲する範圍外なり、

若社會的眼光を以て論せば如何、政黨をして獵利の會社の如くならしめ、議院をして空前の腐敗に陥らしめしものは、政黨自らも其罪固より大なるべしと雖も、抑政府が政黨議院を推挽して陥れしものといふべし、之れ政治上より見るも罪

過たるを免れざるなり、之を社會的眼光を以て見るときは更に一層罪惡の大なるを見るなり、世人動すれば人間羞耻の事あるを知らざるは政治家に於ては當然なるが如く、横に利を獵するは政黨の常態の如く思惟する者すら自らに至りしは、豈悲むべき現象にあらざるや、政黨の腐敗議院の墮落にして夫自身の腐敗に止まらしめば猶可なり、施いて害毒を社會に流すことの甚しきは決して看過すべからず、かのポーランドの滅亡史を見よ、議院先腐敗して國次で亡びしことを、其他各國の衰亡史を一讀せば政治の腐敗が社會を腐敗せしめ如何に恐るべき結果を國家に及ぼすやは、昭々として掌紋を見るが如きものあらん、宜なる哉政黨改造論の勃興せしこと、現時政黨改造の擧の漸く緒に就きしものあるを見て余輩は政黨其物の爲にあらざるして、切に社會の爲に喜ぶ、而して之を喜ぶと同時に腐敗の端を開きし山縣内閣の非行を責めんと欲するなり、感化法を發布せしは山縣内閣の功たるべし、現今感化院の必要は日一日に急なるを覺ふ、而して現在の感化事業の成績に就いて見るときは頗る良好なるものあり、山縣内閣は此點に着目して感化法を發布したるは可し、然れども地方官等は此明なる必要具を必要視する明なくして、嚴然たる法律あるにも關らず、感化法發布せられて既に半歳の日子を経るも未だ法律の精神に基いて感化院設立の計畫だに爲す者なし、之も猶可なり、其監督の任にある内務省は、自ら其法案を出して決議せしめ、之を發布しながら、今日に至るまで其實行に力むる精神なきは何たる事ぞや、法は死物なり内務省にし

て之れが實行に力むる意なくば、彼感化法發布も未だ山縣内閣の功として稱揚するに足らざるあり、文部省の小學校令改正の如きは稱揚すべき點多し、然れども漢字制限字音假名遣の改正は失敗の點多しといふべし、

然らば之を宗教眼より見る時は如何、山縣内閣の諸公が一人として、如何なる信仰を有せられしやは知らず、内閣全体として宗教に對して敵意を挟みしや、就中佛教に對して惡意を抱きしや否やは余輩之れを知らずと雖も、其形蹟より見る時は、其罪過のみ大にして其功勞の揚ぐべきもの少きを悲む、かの集議院獄教誨師事件の如きは東京府會の決議といひ、又帝國議會の建議案といひ、如何なる内閣といふと雖も、施すべき善後策は他策無かりしに出でしといへ、適當なる善後策を爲し得たりしは、其功とし得べき所なり、かの全國佛教徒の大反對を招きし宗教法案に付ては余輩は當時已に評論せしを以て、今之を繰返すの要を見ずと雖も、山縣内閣が一政黨と結託して以て議院に優勢を得たるに甘味を覺えて、佛教中の一大勢力と見らるる本山と結託してかの法案を通過せしめんと試みたるは一大失行たりしなり、内務省令第三十八號に就いては本誌前號に於て略其不都合なる所以を論せり、猶此處に一言すべきは、同省令三十九號なり、同省令に就ては當局者の辯解ありと雖も、宗教法案の燒直したるは免るべからず、一旦議院に於て否決せられたる者を省令を以て發布する如きは、議院を侮蔑し、輿論を無視して、職權を濫用するの所爲にあらざるや、斯る專權の行爲は縱令宗教者之

を黙視すとすも議院決して黙過すべからざるべし、若し此儘にして第十五議會に臨まんか、宗教法人に關する民法問題は必ず一杞憂の種となるべし、立憲政治の完成を期する伊藤内閣は必ず斯る不法の省令を取消すに躊躇せざるべきを信ず、山縣内閣は最後の思出として内務省訓令第八七七號を出して、各教宗派の教師僧侶の政治に關する言論行爲を戒めたり、此訓令たるや各教宗派の教師僧侶とあれば耶蘇教にも關係すべきが如く見ゆると雖も、其實は全く佛教々師僧侶を抑壓するに外ならざるなり、等しく宗教者にして、一は嚴重に之れを抑へ、一は全く自由に行動せしむるは如何の意ぞや、舊來の制度の不完全なる點は、現下は止むを得ずとするも、今新に訓令を下して此不公平を敢てせんするは何の意ぞや、且夫内務省は壯語を籍りて人を威嚇するものなり、見よ或は新聞雜誌に政事を論議し甚しきは政社に加入して時事に狂奔する者有之哉に聞く、斯くの如きは教師僧侶たるの本分に背き、教宗派の規定を蔑如するのみならず「云々」とあり、教師僧侶は新聞雜誌に政治上の論議を爲せば、何れの教宗派の規定を蔑如するにや、且平素内務省は自ら、各教宗派の規定を蔑如して殆ど顧慮する所なき振舞を爲しつゝ、自己の便利を謀らんとする場合にのみ、斯る言論を爲すは、專恣も甚しからずや、且内務省は此訓令を出すや直ちに、我同盟會の壓抑に着手せり、事は本誌前號に報道せしが如し、然れども中央政府は猶幾分か寛大なり、かの只管上長官に阿諛せんと努むる地方官等は、感化法の如き積極的善事は法律出で、半歳餘の久

しきを経るも是が實行の計畫をも爲さざるのみならず、殆ど心頭にも懸けざれども、教師僧侶を壓抑するとか、佛教の不利を來す所の省令とかに至りては、即刻に本省の趣意よりも、一層苛酷に取締を爲す、嗚呼烟を見て火あるを知る、かの上長官の鼻息を伺ふに切なる地方官等が、佛教の不利を謀る急なるを見て、山縣内閣の對佛教意見を窺知するを得んか、要するに山縣内閣は吾人佛教徒に好意を有する内閣にあらざりしなり、我國民の大部分を占むる佛教徒の不利を取へて、之れ山縣内閣の功か過か我之を知らずと雖も、國民に不親切なりとは斷言するを得ん、將に成らむとする伊藤内閣は必ずや輿論を重んじて、斯の如き謂れ無き抑壓干渉を佛教者に施す事無からんと信ず、何となれば、人權を重んじて立憲政の完成を期するの内閣なればなり、(十月九日記す)

内務省訓令第八七七號を返上すべし

回顧すれば明治二十七年衆議院議員改選の擧あるや、時の政府は二月内務省訓令第六號を以て各宗管長に訓令して曰く「布教傳道に従事するものは超然政黨以外に特立するに非れば政黨の競争よりして終に權信徒の間諍、寺院の鞏固、宗派の安寧秩序を傷くるに至るの恐なしとせす……依て今回衆議院議員改選に際しても教師僧侶たるものには於て心得違ふべき嚴重に訓諭し置くべし」と尙も宗教家たらん者は決して政黨者流に雷同するとなく、政黨以外に超然特立すべきや固より論なきのみ、故に余輩は各宗僧侶教師たる者にして、身を政社に列するが如きは從來未だ之を見ざりしとを斷言す

るに躊躇せず、その之あるは却て基督教の舊牧師に見るを得べきのみ、内務省たるもの這般の事に關して須く安堵して可なり、然れども余輩は政黨よりは無論特立し得べきも、國家より特立する能はず、社會より隔通する能はず。故に國家の爲に、宗教の爲に、社會の改善の爲に、倫理道德の爲に、余輩の所信と異なるものあらば一大痛棒を揮ふて大打撃を加ふるの時あるべし、故に今後宗教の活動が漸次、世間的となり、道徳的となるに及びて、宗教家は勢ひ、社會問題、勞働問題、人権問題、倫理問題に容喙すべきは當然の事にして、是をも尙抑壓せんと欲すと雖時勢の趨向は到底禁止すること能はざるべし、只宗教家の此等諸問題に對して其所見を吐露するは、國家の前途のため其宗教的信仰より一意社會改善を欲するの熱情より溢るゝものにして、政事家が自家の政黨に利し、或は其漫々たる野心の爪牙に供せんとするものとは雲泥の差あり、しかし其意見は偶然甲の意見と同一なることもあるべし、又乙の意見に賛同することもあるべく、或は政府の執る所に反對することもあるべし、而して行政官は常に自家に不利なる事を論ずるものあれば、直に宗教家は政治に關與すべからずといひ、或は甚しきは新聞雜誌にまで政事を論議すべからずと命ず、焉んぞ知らん、政治問題と社會問題とは何の點に於て區別し得べきや、苟も人事に關する一切の現象は凡て政治的臭味を帯びざるはなく、彼の廢娼運動も一種の政治問題なり、勞働問題、經濟問題等と交叉して、勢強者を排して弱者の爲に辯護するが如きことは凡て政治問題なり、教育問題の如きも、其學制の改革に付て云々するものは皆政治問題なり、若し夫れ此の如く論じ來れば宗教家は、世間の爲に

一語を發すれば直に其範圍を制限せられ、毫も言論の自由なるものなく、無言の行を營むの外なかるべし、現時の社會的制裁にして腐敗漢を容れざるは厳正にして倫理問題に對して毫も容喙するの必要もなく、又社會萬般の惡制舊習にして毫も改良するの必要なく余輩は固より多言するの要を認めず、又現時の政事家又は行政官にして今少しく宗教的知識を有せば、吾人は枕を高うして安んずるを得べきも、如何せん宗教の性質、宗教の制度等に關しては、御氣の毒と思ふは只御存じなき事多ければ、此等の事に就て議する所あるは只宗教上の着眼に基くものにして毫も政事的意味を有するものに非ず、然るに此等あらゆる問題は皆政治問題なりとして其口を噤せんとするは、實に吾人の忍ぶ能はざる所にして、宗教家を殆んど無能力者の如く取扱ひ、己れの權利を剝奪せらるるも、自家の所有物を奪ひ去らるるも尙從はざるべからずと思へるか、蓋し宗教制度の如きは吾人の決して黙視すべからざる問題にして、如何なる束縛を受くるも、吾人の所信を公表するに躊躇せず、飽く迄其主張を貫徹せんことを期す、余輩は内務省が先に發したる訓令は、教師僧侶を蔑視し、憲法第二十九條に依て享有する言論の自由を無視し、一切の社會問題に就て容喙せしめざらんとする無法の箝口訓令なるを以て、余輩は謹んで之を返上せんと欲す

嗚呼今日の宗教界世に不幸なるものはなし、言論の自由を束縛せられ、公權の一部を剝奪せられ、剩さへ財源を杜絶せられ、訴へんと欲して訴ふるに途なく、奮はんと欲して奮ふ能はず、而して世人よりは理も非もなく、善も惡もなく、玉石混淆悪く云はれ、失望落膽爲すべきの道を知らず、天を仰で

長大息し、怨を呑んで餓死するの外なきか、嗚呼彼等をしてなさんと欲する所をなさず、余輩が一片宗教を思ひ國家を愛するの念は、凝て石の如く、幾多の干渉迫害毫も意とする所に非ず、宗教問題に關し苟も吾人の頭上に害あるものは直言直筆之を言ふに憚らず、世の志ある者、今後益々其信念を固くし、益々社會問題に就て是非曲直を論議し、自家の意見を發表し、主義の爲、主張の爲に倒れて後己ひの大決心あらんとを要す

國家の盛衰如何に着眼せよ

北清事件の終局は將に來らんとするが如くにして來らず、混沌の間如何に列國の外交官が其秘密の使命を果さんが爲に縱横の策を講じつゝあるかを見よ、無能外相は厦門事件に醜を萬世に貽して去り、獵官の徒車を馳せて侯伯の茅に集り狂禪怒り灰燼黨動き老壯士肩を聳やかして躍起となり好色宰相頻りに苦悶す、紛々、又囂々、政事家の醜態又見るに堪へず、此間列國の外交は何等秘密の計を講じつゝあるかを見よ、獨逸は保定府の攻撃を主張し、獨逸軍は主力となりて其行進の途に就き露國は滿洲の經營に熱中し、今や廣東地方不穩の一大警報を傳へ、南清の形勢眞に憂悞に堪へず、山東の暴民が會て二人の宣教師を殺せし爲め、獨逸は膠州灣を占領せり、而して先に獨逸公使の殺害せらるるや、獨逸皇帝赫怒して艦隊を増派し、ワルデルシー元帥は來り、今や保定府に進み膠州灣の軍事上の聯絡を斷らんとす、獨逸の政策の那邊に存するや殆んど計り難きものあり、清國人の之を見て獨逸は山東省一帶の地を占領するならんことを豫想し、戰々競々として

畏慎措く能はざる所以のもの誠に故あり、嗚呼清國問題は今後益々寒心すべきの事多々ある可は余輩の無識を以てするも尙推想するに餘りあり、而して其落着は早くも一年を要すべく、餘輩延て數年に及ばんとす、苟も我日本國の將來を憂ひ、國家の盛衰に着眼するものは、蓋し一日も注目怠るべからざるの問題なり、日本に數十萬の軍隊あり、然れども一人の外交官なしとの歎息は上下共に發する所、シカモ徒に歎聲を發して袖手傍觀爲す所を知らざるは婦女子の事のみ、嗚呼頼み少きは今日の政事家なり、藩閥は私利と情實の醜塊のみ、政黨は野心家の踏臺のみ、今や清國事件に關して又顧みるものなく、新聞雜誌の如きも全く筆を收めて論ずる所なく、大言壯語外交を以て自任するの策士も茫々然として何等意見の見るべきなし、彼等の眼中は初めより國家なきなり、初めより愛國の至誠なきなり、滿身皆是れ色と財と官との爲に中毒せり、彼等は皆不治の癩病にか、れり、嗚呼腐肉に集るの群蠅、何ぞ國家を托するに足らんや、嗚呼頼み少き秋の空、冷風颯として吾人の顔を拂ふの時我邦の現狀を思ふて痛心の情に堪へず不覺淚潸然として志士の眼を濕す

論說

社會制裁の方法

上野貞正

現今の社會を観察するに日に月に腐敗の深淵に陥り、墮落の極點に達せしとは、世人の一般に認むる所なり、茲を以て經世家宗教家は、速に之を救済し、完全なる社會を形成するを

以て吾人の責任なりと、口に筆に論述すれども、皆唯一時の潮流を趁ふて喧囂するのみに過ぎずして、如何にせば之を救済し得るか、如何に之を改良すれば其目的を達し得らる可きかを熱心に討究して、其策を定め、以て之に着手せしものあるを聞かず、實に慨はしき極みならずや、余輩之を考ふるに、元來人は社會的の動物なり、然るに此社會に棲息して、共同的生活を營まんとするに就て、第一に起る可きは、個人相互間の意志の衝突なり、之れ畢竟各人皆自己の利益のみを計るの性を有すればなり、茲を以て社會を維持し、更に進んで發達進歩せしめんとするには、先づ此衝突を避けざる可からず、之を避けんには、社會を組成せる個人相互が、互に相讓歩するを要す、其讓歩の程度を定めたる規則の重なる者が、即ち國の法律と社會の道德との二者なり、換言せば、社會を維持せんには、法律に依り、更に之を進歩繁榮ならしめんには、道德に依るなり而して此道德の實行には強制なかる可からず之を社會の制裁と宗教の力となす道德の實行に、此兩者を必要とするは、論理上必然の結果なり、吾輩が會て論じたる如く、此兩者の勢力擴張が現今我社會救済上に於ける最大急務たるは多言を要せずして明なり、而して宗教の一斑に就ては本誌第二十三號に於て、聊か繰述せしを以て、本論は主として社會の制裁に就て論せむとするなり

抑社會制裁とは、如何なる性質のものなるか、之を平易に解釋せば、或社會に於て共同の生活を爲すが爲め、必要なる規則を設け各人をして皆之を遵守せしめ、若し之に違反するものあるときは、之を交際場裡より放逐することはあり、社

交際動物なる人が、交際場裡より排斥されることは、頗る苦悶に耐へざるべしなり、或時代において、其社會より放逐されることは、殆んど生命を奪はるゝよりも一層苦悶に感じたることありき、我封建時代の武士道の如き歐洲現今の紳士社會の如きは、其適例なり、

而して其社會制裁ある者は、如何なる事實によりて保持せらるゝか、又其程度の低き者を如何にして高度に進向せしむるを得るか、是れ實に大問題なり、然れども畢竟其社會より排斥せらるゝと云ふ事實をして、甚しく苦悶を感せしむるの程度に迄進ましむれば可ならんと信ず、故に余は此社會制裁を維持し、且其程度を増進せしむる方法は左の二策に在りと云ふんとす、

一、交際關係を緊密ならしむる事

一、交際關係に依りて得る利益を増大ならしむる事
此二方針は、如何にして之を實行し得べきか、之を完全に實行せんには、先づ會の大小、員の多寡を問はずして、可及的多く社會組合を組織し、依りて以て萬般の事業を共同的に行ふにあり然れども、唯漢たる組合會社にありては、之より排斥せらるゝも、左迄痛痒を覺へず、たゞ之を感ずるも其程度低き場合に在りては、蒙る所の影響僅少なると以て其制裁方極めて微弱なるか故之に加ふるに其交際關係を緊密ならしめば若し一朝排斥の不幸を見んか、之によりて其苦悶を感ずると頗る大なるべし、此交際關係をして緊密ならしむるには、其組合に加入することによりて、會員各自が得る所の利益を大

ならしむるにあり此方法を採る時は、社會の制裁力は尤も完全に維持するのみならず、進んで其度を高むることを得るなりと信する所以なり、

商業社會を以て之が適例を示さんか、現今我が商業界に於ける道徳は、殆んど皆無なりと云ふも敢て不可ならん、たゞひありとすも、其程度極めて低きか故に、彼等は他人を欺騙して自己の利益を貪らんことにはのみ汲々たり、之に反して歐米の商業界に在りては、其商業の盛なる丈、商業上の道徳亦從て高し、之れ其取引上の關係緊密にして他人を欺さては到底自己の利益を達すること能はず、何となれば、一人に對する詐欺は忽ち其社會全体に波及するを以て、之が爲に損害を蒙るもの甚だ廣きか故此の如き所爲あるものは忽ち其社會より排斥せらるゝに至る、若し排斥の不幸に遭遇する

あらんか遂に一身を處する道なきに至るの慘狀を見るを以て、會員各自其社會に服従し調裁力を恐怖するの念極めて篤きなり、現時の我商業界は多少發達進歩の域に向ひしと云へども、道徳の點は更に進歩を見ず、却て益反對の方面に退くものゝ如し、抑も人が眼前の小利に昏醉し、永遠の大利益を顧みざるは普通の人情なり、之れ獨り我商人の特性にあらず歐米亦皆然らざるなし只彼にありては其目前の小利なるものが永遠の大利と能く相一致するを以て彼等が目前の利を計る所以は又同時に永遠の大利なるなり然るに之を以て獨り我商人の特質なるが如く論じ徒らに之を非難するも厘毫の効果なきは理の當然なり如斯我商業界をして永遠の利益を計らしめん

とするには其眼前の小利を得ることが同時に又永久の利益たらしむるの策を施すにあり是れ他なし商業社會に於ける取引關係を一層緊密ならしむるにあり即ち廣く組合の制を設け其力によりて得る所の利益を大ならしめば、利益に走る商業者は、競ふて之に加入し一度其利を得たる時は、其排斥せられんことを恐るゝを以て漸次其制裁方に服するに至り、其結果遂に商業上の道徳を振起し、從て商業を繁榮ならしむべし、以上は只例を商業界に採りしものなるが、社會萬般の事情其揆を一にす、故に此軌道を踏み進まば墮落し了らんとする社會の道徳を振起し、將に地を掃はんとする道義を挽回するを得ん、則ち物質的利益を利用し、精神的道義を挽回せしむるを得ん、

社 會

◎佛教者の事業 由來其聲の大なるに拘らず、佛教者の事業なるものは微々として振はず、一も其効果の見るべきものなく、寧ろ龍頭蛇尾に終らざるもの殆どこれなきなり、吾人の常に佛教家の事業をき、ては、平然として一笑に付し去り、何等の注意を拂はざりし所以のもの、畢竟此理に基くか故なり、

曩に不合同して大菩提會を設立し、大に力を慈善問題と教育事業とに盡さんとするを、心竊に其舉を壯とし望を將來に屬したりき、然るに爾來數閱月杳として其消息を知るに

山なく、一時教界を驚動せし大菩提會も、今や世人の記憶を去り復顧るものなからむとす、其他西本願寺慈善財團の如き果して當初の目的を達し得るや否や、頗る覺束なき事なり、所謂佛教者の事業なる者は、公益を計らずして私利を目的とする者野分の風と似しく到處教田を荒廢せざるはなし、其社會に對して何等の貢獻する所なきなり、大菩提會の設立や、獨り社會事業の先驅(佛教者の)をなすのみならず、各宗の間平素感情の横はれる溝渠を排して、一大融合の好機を與へんとするものなり、各宗合同は天下の愚論なりとして之を斥くるものありと雖も、吾人は決して各宗互に分裂し相反目することを好むものにあらず、吾人は固より絶對的の合同を夢想する痴人にもあらず、所謂社會事業の如き共同の性質を有し、利害相聞せざるものに至ては、手を携へ共に事を爲すは教界の美事として飽迄之を奨励せざるべからず

然れども借故合同の愚を笑ふを待たずして、事實上合同の機あること殆ど稀なり、これ佛教者の狭量によるの罪のみ、大菩提會に就ては世上兎角の批難ありしと雖も、吾人は佛教者の行動として毫も耻る所なきを信じ、竊に其成長發達を祈りしに吾人の希望は全く水泡に屬せむとす、大菩提會の蹉跎吾人に於て何かあらむ、然れども今後永く合同の機を逸し去り、共同的社會事業は遂に見るべからざらむ、吾人大菩提會成立の當初、聊か思ふ所ありて一言の會て之に論及したることなかりき、今や教界の時事日に非なるをみて、乃ち一鞭を加ふる所以也、

◎峨山禪師の入寂 京都嵯峨なる臨濟宗天龍寺に留錫

せし、天龍寺派管長橋本峯山禪師は、近代の名僧として世を尊...

話二三を掲げん
峨山禪師幼き比より天龍寺義堂和尚に參じて其徳弟となりぬ、

◎廢娼運動(再)

余輩先に廢娼運動に付て一言する所ありしが、

は授業上の都合により當地へ移轉するとなり曾て芝區高輪臺町廿番地より廿九番地及び伊弉子車町五十七番地より同...

◎奥田貫昭師の遷化 淺草傳法院僧正奥田貫昭師は久

りて已れば同寺の専門道場を預り、常に百餘の雲水を敬へて...

佛門の事前途遠近なり余死なば密に屍を埋みて苟にも葬儀を飾るべからず、但し葬儀料は豫め用意して現に八百圓を...

◎佛教高等中學校の移轉

兼て本誌にも記載したる、京都西本願寺の撰範佛教中學、佛教高等中學、佛教大學...

的運動を學ばずとも、他に幾多の運動方法あるべし、左に少しく之を述べん、不幸にして身を苦海に沈めたる彼等醜業婦の父兄若は親戚に...



僑慢なる私

曉 鳥 敏

私は僑慢であつた、實に私は僑慢であつた。すべて僑慢と云ふものは自分にエラキ所を發見し、他人のツマラス所を發見し、二者を比べ合はして、自分は他人よりも餘程エライと信ずるによりて人を輕蔑するに至る。うの他の人を輕蔑する心が即ち僑慢の罪である。されば私はいかなる事を頼みにして人を輕蔑し、自己を僑ぶりましたかと云ふに、實際云ふたら私には人に誇り、人を蔑むに足るやうなところは一つもないのである。そのないのをあると思ふて自惚れて居るからしてトングダ間違か起きて來た。

私は小供の時から自惚れて居つたのは口であつた、それに私は幾分か自己の才器を憐る心があつた。口を頼みに思ふ時節には總ての人を判するに口を以てしました。すると私より力の強い人でも口のきけない人があり、私より學問のある人でも私に云ひまくることのある人があり、或は又私より歳を取つた人でも私はと饒舌れない人もあるものだから、ズント私は自らエラクなつてしまつて、彼人もダメだ、此人もツマラスと云ふ考へが起つて來る。こう云ふ考が胸に起つて來ると、私の起居動作が、總て僑慢になり、他の人を輕蔑するやうになつた。自分より力の強い人でも、學問のある人でも、

歳を取つた人でも、小供の私の眼中になかつた。つまり私は口を頼みにしたのも、口を達者にまはす元の才器を頼んで、彼人も鈍物だ此人もワカラズヤだと云ふて、一も二もなく他人を排斥したのであつた。ところが世の中は私ばかりの僑慢を通してくれない。力の強い人は私の口に負けると直ちに私を捕へてなぐりました。私はなぐられながら、時には泣きながら、なか／＼悪口は止めにない。力のある人は、自己の力を自惚れて居りますから、なに猪口才など云ふ風情で私を虐待し、私を輕蔑する。私はその猪口才を自惚れて、なに蠻勇的馬鹿者奴がと思ふて彼を輕蔑します。かくて互の間は輕蔑と僑慢との通しあいと云ふ風になつて、何時もうちとける事がない。私がよく勉強して學校の成績でもよい人を見るとこの鈍物奴、盗人勉強をしやがつて、蚯蚓が土を食ふて活きて居るやうに書物ばかり覺て居るが、自分の意見と云ふたら少しもないではないか。あのやうな者は今の世に役にたぬ無用の長物だと輕蔑し、自ら大にエライ積りで此等の人を侮りました。私が彼を輕んずると同時に彼も亦私を輕じます。故に双方共に彼は無禮な奴だ、失敬な奴だど云ふて怒りあいをしなればならぬ。私は又歳を取つた人を見てもさうであつた。頑固爺の、ワカラズヤの、老ぼれの、グズ／＼だと私が彼を輕蔑しました。すると彼は又、生意氣の、聞いた風の、向ふ見すの、ソヤ／＼した奴だと私を輕蔑します。其時には私は怒らずには居られぬやうになつて來る。こういうやうな風で、つまり、私は自惚

によりて僑慢になり、他の短所を見て僑慢にあり、僑慢になつて人を怒らざるを得ざるに至り、世を憾まざるを得ないやうになつた。そこで私は例の慷慨と出かけた。實に往事を願みれば疎とする位である。

諺に僑慢な者をは、あれは天狗であると云ふ。その天狗は繪で見ると鼻が高いから、僑慢な奴だあれは鼻は高いと云ひます。また諺に天狗の鼻のつきあいと云ふ事がある。私が觀ますに、今の世は殆んど天狗の鼻のつきあひ、若しくは高い鼻の折りあひではなからうか。私の偏見かも知れないが、私にはどうも今の世界は人間の世界と云ふよりは天狗の世界ではなからうかと思はれる。大天狗あり、中天狗あり、小天狗あり、金天狗あり、銀天狗あり、赤天狗あり、青天狗ありて互に鼻のつきあひをやらかして、時に争ひ、時に怒り、時に泣き、時に憾みつゝ居るのは今の世の人類ではなからうか。私は岩谷商會の巻煙草の踊つて歩いて居るやうな今の世のありさまを厭つて見て居るわけにはゆかぬ。

されば今の世はいかなる風になつて居るかど云ふに、或者は金を誇り、或者は位を誇り、或者は力を誇り、或者は智識を誇り、或者は才能を誇り、又或者は道德を誇り、宗教を誇るののである。金のあるのに自惚れて居る者は總ての世界を金の標準として判断し、いかなる智者でも學者でも金のないものは三文の價値がないやうに思ふて居る。今の世にこの種の貴金の鼻を持つて居る天狗が多い、否なこの天狗よりもこの天狗を信仰し、崇拜する人が多い。而も文明とやらの風に吹

かれて、木佛や畫像は偶像であるから敬するに足らないと論ずる人方にこのやうな人の多いのは笑ふべきではないか。位を誇つて居る天狗はこれに次いで多いであらう。位天狗は總ての世の中を正何位何爵を以て判断して、自ら高く留まつて、いや平民なんか話すに足りないやうなふりをして、學者を輕じ、徳者を蔑にする。この天狗は金天狗と從兄弟位の間柄であるからよく似たところがある。實力でなければ何にも駄目だと云ふと實力天狗が飛んで歩き。何事も智識や才能でなければ通れぬと云ふ世界になると智天狗、才天狗が徘徊するやうになり。道德でなければゆかぬとすると道德天狗が横行するやうになる。世界の國で云へば金天狗は亞米利加であらう、位天狗は女皇陛下の領地には太陽の没することがないと誇るところの英國であらう。力天狗は露國で、智天狗は獨國で、才天狗は佛國で、日本はさしあたりどの天狗だらう。東洋の君子國など、云ふから道德天狗位かも知れない。是等の天狗は遠からず、金天狗か、力天狗に弟子入りをする事であらう。つまり列國の競争と云ふも鼻のつきあひに過ぎない。大觀して見れば殆んど兒戯に類するのである。

上來私が小供の時に猪口才を頼んで僑慢であつた事や、今の世の多くの人が、この病に罹つて居りはせぬかと云ふ事を述べましたが、約束するところ、自己が賢ぶると云ふ事が僑慢の本源である。又私共が人間同志の交りて怒つたり、泣いたりする、云は、人生不平和の元は相互の間の僑慢心が本源と

なつて居る。豈に注意せざるべけんやである。金を誇り、位を誇る者が悪いとするも、金其物、位其物か悪いのではない。金は物質の融通のために世に必要なもの、位も亦秩序を保つためには世になければならぬものである。

これと同じく、智識や、才能や學問や道徳と云ふものは世に必要な者なれ共、之を誇るに至りては害である。自己の智識を誇る者、才能を誇る者、學問を誇る者、道徳を誇る者は、金を誇り、位を誇るものど少しの違ひもない。而も私共には學問や道徳は誇り易いのであるから、慎まねばなりませぬ。運如上人が正義もはこれば不正義となると示されたのはありがたいところではないか。されば私共は私共の宗教すらも誇つてはならぬ。

私共は金を持つて金を鼻にかけ、位にあつて位を鼻にかけ、力をもつて腕力を鼻にかけ、事かだめであると同じく、學問を鼻にかけてはなりませぬ、智識や才能を鼻にかけてはなりませぬ。自己の道徳か目につくやうではだめである。而して自己の信仰に誇るやうではだめである。人の道を亂す本はこの僞慢である。わきて佛の道などはこの僞慢のある者には開かれぬのである。故に親鸞聖人は邪見僞慢の惡業生は信樂を受持すること難しと仰せられました。

因みに先號に約せし今日てはいかにして、自身の僞慢たるに氣付くに至りしや、又今日以後如何に修養してこの僞慢心の底拂ひをすべしや、に就ては稿を改めて、謙遜

(完)

なる私と云ふ題の下に遠からず讀者に見ゆべし。

會 報

加 賀

◎佛教徒同盟會評議員會 加賀國佛教徒同盟會は去月廿六日幹事會の決議に依り此程金澤大谷派別院に於て評議員會を開きしに各郡より來集せる同會評議員三百餘名其他有志二千三百餘名、席定まるや林會長は同盟會は國家に深厚の因縁を有する佛教の護持を以て任ずるものなれば唯この目的の爲に盡くすのみにて可なり然れば世の一般の政社に伍することなく舉動を慎み從前の如く非政社としては如何と詳説し吉本榮吉氏の演説あり來會者一同更に異議なく何れも從前の如く非政社として運動することに決議せり

◎少年教會發會式 本誌前々號に記載せし加賀國小松町の同教會は去月十五日男子部並に女子部の發會式を擧げたる由、今當日の模様をさく、佛前にて勤行をさせるに年齢七八才計りの會員が何れも肩衣をかけ、珠數を持ち佛前に列座せるもの二百餘名、これ會主佐々木了應氏が今春以來熱心教授せる結果として可憐なる音調を以て謹嚴靜肅に正信偈及和讃を朗誦せるありさや洵に與床しきことなりしと、右終りて小松獄教誨師菊池氏の講話及多額納稅議員米谷半平氏の該會に對する希望の演説等ありて散會したりと云ふ

近 江

◎追吊會 彦根高等婦人示談會は去廿一二兩日大工町唯念寺に於て北清戰死者の追吊會を營む莊嚴美麗の間に殉國者の靈牌を安置し讀經又は帛文を朗讀し次に婦人一同は追吊の唱歌を唱ふ其悲哀聞く者斷腸の情を起さるはなし終て天本梅可師外一兩名の演説あり翌日晝は同然夜は隨行員長谷氏の

清事件並に宗教の幻燈會を催す杯頗る盛會なりと

越 後

◎妙好人會 中頸城郡岡野町の有志者は昨年九月を以て題號の如き會を組織し爾來隆盛に赴き會員の數も現今百十餘名に上れりと云ふ毎月二十日を以て集會を催し演說説教をなし大に徳育上に力を盡さる由

◎會報一束 今日迄我各地同盟會へ其筋より政社組織にすべしとの注意を與へられしは尾張同盟會、能登同盟會、加賀同盟會、越中今動同盟會にして、此中加賀同盟會は別項の通り非政社組織となせり、今動同盟會も評議員會を開き本會と同様に宗教的團體とすることに決議したる旨を通知せられたり、其他は未だ報告に接せず◎今回愛知縣愛知郡八幡村の有志諸君は愛知佛教同志會を設立し同村大字八熊源通内に事務所を設けたる由

廣 告

◎印度飢饉義捐金報告

- 一金一圓五十七錢也 新瀉縣中浦原郡中島村 太田 碩順 振
- 內譯
- 一金二十五錢 林 照 寺 一金廿五錢 石川 榮太郎
- 一金十錢 中山 徳太郎 一金十錢 渡邊 貞治
- 一金八錢 風間 惣二郎 一金五錢 眞田善右衛門
- 一金五錢 澤田 りの 一金五錢 加藤 石松
- 一金五錢 田邊 太七 一金五錢 鎌田 廣次
- 一金四錢 太田 平次 一金四錢 儀目 庄藏
- 一金五錢 石川 龍太郎 一金四錢 石川 與三郎
- 一金五錢 石川 又次 一金四錢 小野 甚松
- 一金五錢 佐久間藤五郎 一金四錢 太田 又三郎

- 一金四錢 山崎 太平次 一金四錢 太田 仁平
- 一金四錢 坂井 三四郎 一金五錢 太田 六藏
- 左の報告は本誌第三十九號に金額のみを報告し置きしか今寄附者の芳名を得れば左に掲ぐ
- 內譯
- 一金五十錢 阿部 秀賢 一金十錢 鈴木 善吉
- 一金九十錢 寺谷下有志中 一金一圓 森 清吉
- 一金五十錢 丹羽 龜吉 一金四十錢 森 くに
- 一金五十錢 丹羽 甚吉 一金二十錢 森 銀作
- 一金十五錢 同 利平 一金十錢 井原 銀次郎
- 一金十四錢 成合有志中 一金十錢 森 貞五郎
- 一金一圓十錢 成合説教場參詣 一金十錢 全 萬吉
- 一金二十錢 鈴木 清十 一金十錢 全 久五郎
- 一金二十錢 鈴木 庄五郎 一金十錢 全 彌六
- 一金二十錢 鈴木 忠三郎 一金十錢 鈴木 初次郎
- 一金二十錢 鈴木 兼一 一金十錢 鈴木 兼五郎
- 一金二十錢 鈴木 兼吉 一金十錢 鈴木 爲次郎
- 一金二十錢 鈴木 捨次郎 一金十錢 鈴木 久太郎
- 一金二十錢 河原 宅次郎 一金十錢 鈴木 久太郎
- 一金十六錢 鈴木 嘉三郎 一金十錢 鈴木 久太郎
- 一金十六錢 全 又五郎 一金十錢 鈴木 眞吉
- 一金十二錢 全 喜十 一金十錢 鈴木 眞吉
- 一金十二錢 梅村 豐作 一金十錢 磯谷 金太郎
- 一金十二錢 河原 金五郎 一金十錢 磯谷 鐵五郎
- 一金四十五錢 五毛小呂有志中 一金十錢 磯谷 鐵五郎
- 石下瀬村第五枝下區 一金十錢 磯谷 鐵五郎
- 一金五十錢 清水 鎮平 一金十錢 清水 熊八
- 一金二十錢 安部 泰順 一金十錢 清水 壽三郎
- 一金二十錢 清水 平一 一金十錢 清水 勘五郎

一金二十錢 清水貞九郎
 一金二十錢 清水源作
 一金二十錢 三宅源作
 一金二十錢 清水ミネ
 一金五十三錢二厘五毛 枝下有志中

一金十錢 清水久作
 一金十錢 今井樹五郎
 一金十錢 今井銀次郎
 一金十錢 上田吉五郎

一金二十錢 深津平太郎
 一金二十錢 森勘三郎
 一金二圓〇三錢一厘 有志中
 一金二圓七十二錢八厘 日超寺參詣中

盛岡村大字田振
 一金十五錢 藤井鐵五郎
 一金十錢 加藤與六
 一金十錢 鷹見哥次郎
 一金十錢 鈴木萬五郎
 一金十錢 鈴木桂次郎
 一金十錢 近藤幾三郎
 一金十錢 近藤佐十
 大字若神
 一金十五錢 原田末吉
 一金十五錢 加藤鎌吉
 一金十錢 加藤庄太郎
 一金十錢 鈴木留吉
 一金十錢 鈴木百太郎
 一金十錢 岡田リョウ
 有 志
 大字井ノ口有志中

石下瀬廣瀬區上切分
 一金五十錢 加藤綱太郎
 一金四十錢 柴田松太郎
 一金三十錢 市川民五郎
 一金三十錢 市川邦太郎
 一金二十錢 市川佐吉
 一金二十錢 森有六
 一金十五錢 近藤佐十
 市川兼一
 有 志
 中

近藤角次郎
 市川兼次郎
 三宅伴次郎
 小方作太郎
 加藤永次郎
 月山吉彌
 月山虎吉
 市川小三郎

深津又三郎
 木村勘七
 安樂寺
 宇野政五郎
 高橋萬造
 上坂寛二郎
 宇野さい
 鈴木米次郎
 大河原藤左衛門
 高橋松三郎
 川井仙太郎
 萩野源市
 梶助三郎
 梶久五郎

盛岡村大字野林
 一金十錢 井ノ口林常吉

澤之堂梁瀬儀三郎
 下島皆次郎
 高木周造
 高木鷹次郎
 近藤了寛
 近藤丁寛
 上小田大山金松
 大山又十
 有 志
 中

盛岡村大字上國谷
 河合貞五郎
 三木豐太郎
 三木松五郎
 本藤東一
 河合鶴吉
 本藤源次郎
 三木常吉
 三木彦三郎
 三木齊吉
 三木實三郎
 高橋新三郎
 河合兼吉
 高橋林造
 河合重太郎
 河合喜十郎
 河合忠五郎
 河合久五郎
 河合重吉
 鈴木富吉
 河合富作
 河合房松
 河合善五郎
 河合鐵五郎
 有 志
 中

盛岡村大字大和村
 同郡松平村
 岡田新平
 岡田茂平
 天野鐵次郎
 高木鐵次郎
 近藤重吉
 近藤すま
 盛岡村大字冷田
 本藤常七
 倉田啓三郎
 大濱せき
 天野藤得
 本藤周平
 都築吉六
 天野由五郎
 倉田きり
 築山實造
 天野金吾
 天野信太郎
 大山休松
 大山源吉
 小林愛五郎
 大山小三郎
 小林愛五郎
 大須賀こら
 有 志
 中

盛岡村大字四松
 大須賀長太郎
 盛岡村大字桑原田
 柴田く
 柴田作平
 同村大字上佐切
 同村大字折國閑
 大河原篠平
 藤島金平
 東加茂郡豊榮村
 澤田の
 原田文吉
 日明有志中
 深見由五郎
 深見か
 下平有志者
 仲島鐵次郎
 木本高造
 三宅仙五郎
 三宅常吉
 三宅金吾

澤之堂梁瀬儀三郎
 下島皆次郎
 高木周造
 高木鷹次郎
 近藤了寛
 近藤丁寛
 上小田大山金松
 大山又十
 有 志
 中

盛岡村大字上國谷
 河合貞五郎
 三木豐太郎
 三木松五郎
 本藤東一
 河合鶴吉
 本藤源次郎
 三木常吉
 三木彦三郎
 三木齊吉
 三木實三郎
 高橋新三郎
 河合兼吉
 高橋林造
 河合重太郎
 河合喜十郎
 河合忠五郎
 河合久五郎
 河合重吉
 鈴木富吉
 河合富作
 河合房松
 河合善五郎
 河合鐵五郎
 有 志
 中

盛岡村大字大和村
 同郡松平村
 岡田新平
 岡田茂平
 天野鐵次郎
 高木鐵次郎
 近藤重吉
 近藤すま
 盛岡村大字冷田
 本藤常七
 倉田啓三郎
 大濱せき
 天野藤得
 本藤周平
 都築吉六
 天野由五郎
 倉田きり
 築山實造
 天野金吾
 天野信太郎
 大山休松
 大山源吉
 小林愛五郎
 大山小三郎
 小林愛五郎
 大須賀こら
 有 志
 中

盛岡村大字四松
 大須賀長太郎
 盛岡村大字桑原田
 柴田く
 柴田作平
 同村大字上佐切
 同村大字折國閑
 大河原篠平
 藤島金平
 東加茂郡豊榮村
 澤田の
 原田文吉
 日明有志中
 深見由五郎
 深見か
 下平有志者
 仲島鐵次郎
 木本高造
 三宅仙五郎
 三宅常吉
 三宅金吾

溥美契縁師校正

佛説三部妙典

改正折本

當三部妙典は大谷派前執事溥美契縁師自ら筆を執りて常派の讀方等を左に圈點又は假名を以て之を分別指南せられたるの良書なり

鳥ノ子摺

定價金六拾錢

郵税金六錢

折本

定價金參拾錢

當用聲明集

鳥ノ子摺

定價金參拾錢

郵税金四錢

此書は大谷派本願寺當御門跡現如上人の御代に用ひさせたまふ聲明なり

御傳鈔講義

正價五拾錢

夫れ宗門の末徒として宗の爲めに忠ならんと欲せば苟も宗祖の傳記を明らめずして可ならんや縦令萬卷の聖教を誦すも雖も宗祖の傳記を開發すること能はざるなり然るに御傳の講義とし

深廣御傳鈔說教錄

正價四拾錢

明治三十一年十二月二十六日第三種郵便物認可

三經宗要開關

正價四拾錢

本書は勸學内田寬寧師か三經七祖の論題に就て講述せられしものなれば宗學研究の諸君は是非必讀の寶書なり

願生歸命辯

正價八錢

本書は遠安心者功存師か三業歸命を辯述せられしものにて宗意安心の露々たる當時須く一讀を要すべき良書也

補笑評破塵問對

正價二錢

本書は夙に宗學精練の問ある藤谷幸惠師の著述にして當時の宗義問題たる彼破塵問對及二種深信略述等を自在に破斥し其辭解たる所以を論定し更に異論なからしめ依て眞宗安心の正義を顯揚せられたり且本書初版は既に盡さぬ依て今更に讀者諸君の便宜を計り且二種深信略述の論對を加へられたり破塵問對大方の諸君速に一本を購ひ其正否を知たすべし

言南無者釋義

正價五拾錢

此言南無者は大心海化現の善導大師の御釋にして實に淨土眞宗の骨目宗意宗心の精髓なれば古より此文を釋する者尠なからず又坊間に行はるる講義なり或は簡に過ぎ或は廣に過ぎ未だ的確の當の釋を見ず今此書を著述せられたる丹山師たるや廣く一代藏經を閱覽校合せられ經卷六千九百三十に於ては香月院講師の高弟にして該師一代宗乘に關する著書尠なからず雖も其中最も著名なる者は二願希決と此言南無者の釋義となり二願希決は已に世に公けにす然るに此釋義は未だ世に公けにせざることを慨嘆す之に因て今此釋義を開版せり此釋義たるや廣く群籍を綜錯し深く幽邃を探究し決擇流るゝが如く古今未發の義門甚だ多し苟も宗意を研究するの諸士速に購讀して其妙義を翫味せられんことを冀望す

西村護法館

京都市下珠數屋町東洞院西へ入る